



クレジットカード編

指導書



クレジットカード編

指導書

教材の 特色

本教材は、新学習指導要領に新設された「計画的な金銭管理」「売買契約の仕組み」について、中学生にとって身近な事例を通じて学び、「自立した消費者力」を養うために作成されました。

クレジットカード編は、クレジットの三者間契約を学ぶことを主な目的とし、キャッシュレス決済の多様な支払い方法のメリット・デメリットを理解するワーク、自ら意思決定をするワーク、生徒同士の対話を重ねるグループワークなど、主体的・対話的で深い学びが展開できる補助教材となっています。

ワークシートは、動画視聴でのオンライン学習や、必要な単元学習の展開、見開き印刷で個別配布など、授業状況に合わせてカスタマイズできるように設計されています。

学習の 目標

学習の 評価

※学習の目標及び学習の評価は通信販売編をご参照ください。

教材の 視点

- ①本教材は、動画視聴とワークシートを通じて、生徒の身近な生活事例や起こりそうなトラブル例などを通じて、生徒自身が学んだ知識を活用して考えを深め、「持続可能な社会の構築」の視点から物事を考察し、消費者としての責任ある行動とは何か、消費者として社会にどのように関わっていくのか、自分の考えを見出すことを目指しています。
- ②デジタル社会到来への対応として、クレジットカードを中心としたキャッシュレス決済を紹介しています。
- ③クレジットカード編では、最後にグループワークとして、投げかけられた問いに対し、自分が身につけた知識や見方・考え方でその解決を目指すパフォーマンス課題※を位置付けています。中学生の生活経験は個人差が大きいため、グループの中で学び合いながら、学校で学んだ知識を実際の生活課題にどう活かすことができるか、なぜ、この学びが実社会で必要であり、役に立つのか、など「生活の課題と実践」を通して、生徒自身が考える機会になるようご活用ください。

※パフォーマンス課題とは…「様々な知識やスキルを総合して使いこなすことを求めるような複雑な課題」。(西岡2019)より



ページの
ねらい

ここでは、導入として性格志向クイズ【あなたの心の弱み度チェック】を設定しました。
生徒たちがもっている生活知識を確認するとともに、今後の学習意欲を高めます。

活用ポイント

生徒の興味を引きつける導入ワークとして、「計画的な金銭管理」、「消費者被害・トラブル防止」の学習にご活用ください。



補足

2022年の成年年齢引き下げにより、今の生徒たちは18歳で成人となります。消費生活分野への授業時間の確保が難しく、消費者問題やその対処法についての形式的な学びにとどまりがちでしたが、今後はより実践的な学びが求められるようになります。

冒頭で紹介されているクイズは、消費者庁「だまされやすさを測る心理傾向チェック!心の弱さ」を参考に作成されました。本問は下記参考資料のHPから見る事が出来ます。

【参考資料】 消費者庁「だまされやすさを測る心理傾向チェック!心の弱さ」

https://www.caa.go.jp/future/project/project_001/material/pdf/project_001_190329_0001.pdf



消費者被害防止!
だまされやすさを測る心理傾向チェック!
心の弱さを診断!

「自分は大丈夫」と思っていませんか?
点数を付けて合計点を出してみましょう。

1点:ほとんど当てはまらない
2点:あまり当てはまらない
3点:どちらともいえない
4点:やや当てはまる
5点:とても当てはまる

1	择まれるようにお願いされると弱い	点
2	おだてに乗りやすい	点
3	自信たっぷりに言われると納得してしまう	点
4	見かけの良い人だつてい信じてしまう	点
5	素敵な異性からの誘いと断れない	点
6	マスコミで取り上げられた商品はすぐ試したくなる	点
7	好きな有名人が勧める商品は買いたくなってしまふ	点
8	新しいダイエット法や美容法にはすぐにとびつく	点
9	専門家や肩書きがすごい人の意見には従ってしまう	点
10	無料だったり返金保証があるならいろいろ試してみたい	点
11	資格や能力アップにはお金を惜しまない	点
12	良いと思った募金にはすぐ応じている	点
13	欲しいものは多少のリスクがあつても手に入れる	点
14	どんな相手からの電話でも最後まで聞く	点
15	試着や試飲をしたために、つい買ってしまったことがある	点
		合計 点

セルフチェックで分かる!
あなたの心理傾向は?

さらに詳しい内容を裏面で紹介! ➡

心理傾向チェックの合計点が高いほど購入・契約する人の割合が高いね。

合計点から分かるあなたの危険度!!

●勧誘を受けたときに契約してしまう確率

合計点が高い人ほど特に危険!勧誘には積極的に注意しましょう!	60点以上:約70%
	50点台:約50%
【性格的に自分ほ得意にならないと思えるような人でも...4人に1人は契約!危険は継続!	40点台:約40%
	30点台:約30%
	30点未満:約25%

●合計点と購入・契約の割合

結果から特に注意すべきポイントが分かるよ!

A、B、Cの点数から見る、さらに詳しい注意ポイント!

●「リスクな心理傾向」について測る15項目

項目	あなたの合計点	危険度レベル1	危険度レベル2	特に注意すべきポイント
择まれるようにお願いされると弱い	A、B、Cの点数を書こう!	14点以上は危険!	18点以上は特に危険!	勧誘者の値じすぎに要注意
おだてに乗りやすい		14点以上は危険!	18点以上は特に危険!	
自信たっぷりに言われると納得してしまう		14点以上は危険!	18点以上は特に危険!	
見かけの良い人だつて信じてしまう	B	14点以上は危険!	18点以上は特に危険!	売り口上の値じすぎに要注意
素敵な異性からの誘いと断れない		14点以上は危険!	18点以上は特に危険!	
マスコミで取り上げられた商品はすぐ試したくなる		14点以上は危険!	18点以上は特に危険!	
好きな有名人が勧める商品は買いたくなってしまふ	C	14点以上は危険!	18点以上は特に危険!	自分の欲しい衝動に要注意
新しいダイエット法や美容法にはすぐにとびつく		14点以上は危険!	18点以上は特に危険!	
専門家や肩書きがすごい人の意見には従ってしまう		14点以上は危険!	18点以上は特に危険!	
無料だったり返金保証があるならいろいろ試してみたい		14点以上は危険!	18点以上は特に危険!	
資格や能力アップにはお金を惜しまない		14点以上は危険!	18点以上は特に危険!	
良いと思った募金にはすぐ応じている		14点以上は危険!	18点以上は特に危険!	
欲しいものは多少のリスクがあつても手に入れる		14点以上は危険!	18点以上は特に危険!	
どんな相手からの電話でも最後まで聞く		14点以上は危険!	18点以上は特に危険!	
試着や試飲をしたために、つい買ってしまったことがある		14点以上は危険!	18点以上は特に危険!	

心の弱さを知っておくことが消費者被害防止の第一歩! ➡ 詳しくはパンフレットをチェック!

消費者トラブルひとりで **いやや!** もしかして? 不安になったらすぐ電話! **いやや(188)** 置き番入り!

消費者ホットライン **188** 検索

消費者庁

「はじめに」
の
ねらい

本クイズは、誰もが消費者被害や思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があることと自覚し、トラブル防止のためにも自分自身の脆弱性を認識

すること、今後の学びの意欲を高めることを目的としています。

動画の
ねらい

「契約とは何か」「契約がいつ成立するか」などを動画で紹介し、教科書だけでは分かりにくい部分を、分かりやすく解説します。小学校で学んだ売買契約の仕組みについて、生徒の理解度を確認することもできます。

活用ポイント

「売買契約の仕組み」や契約についての理解を深めることが出来ます。



補足

私たちが日々の生活で結ぶ様々な契約は、対等な当事者間を前提として、民法において基本的ルールが定められています。犯罪のように、反社会的な契約内容でない限り、当事者はお互いに協議の上、自由な意思に基づいて契約を締結することができます。友達と遊ぶ「約束」や、家庭内での「交渉」といった個人間の人間関係は個人の自由が尊重され、国家は介入しません。これに

し、売買契約などの「契約」ではお互いを守る義務（責任）が生じ、守られなかった場合には裁判に訴えられるなどの基本ルールが民法で定められています。未使用品をレシートと共に期限内に持参するなどすると、店が返品や交換に応じてくれることが実生活ではありますが、これは、顧客サービスの一環であり、返品に応じてくれなくても違法とはいえません。

ワークシート
File1

契約とは

ワーク
シートの
ねらい

契約の基礎知識を動画で学んだあと、中学生にとって身近に起こりそうな事例を通して、自分事として「契約とは何か」「なぜ購入する前によく考えなくてはならないのか」を考えるワーク

シートです。ワーク②では、一度結んだ契約はどちらか一方の都合で勝手に止めることはできないこと、返品は消費者の権利ではなく、事業者による顧客サービスの一環であることを確認します。

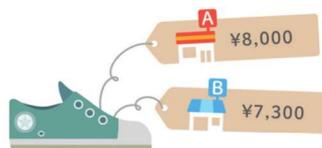
File1 ワーク①②
解答例

- | | | |
|------------------|--|-------------------------------------|
| ①友達と遊ぶ約束をする | | <input type="checkbox"/> |
| ②おこづかいアプリを親に交渉する | | <input type="checkbox"/> |
| ③お店でスニーカーを買う | | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ④電車に乗る | | <input checked="" type="checkbox"/> |
| ⑤動画配信サービスを利用する | | <input checked="" type="checkbox"/> |

【参考資料】

- 1 **法的な責任が生じる約束事**
契約したら一方的に内容を変更したり、取り消したりはできない。
- 2 **口約束で成立する**
原則として、契約書を書かなくてもハンコを押さなくても成立する。
- 3 **契約自由の原則**
契約は当事者の自由な意思で行われるもので、イヤなら断ればよい。

【設定】スニーカーをA店で試着し、8,000円で購入した後、別のB店でまったく同じものが7,300円で売られているのを見た。安いほうがいいので、スニーカーを返品して、A店から返金してもらえだろうか？



答え：

できない

その理由：

(解答例)

- ・いったん買ったら(契約したら)、一方的に取り消すことはできないから。
- ・自分の一方的な理由での返品なので、A店にも断る自由があるから。

※ただし、A店側で返品を受けつける場合は、契約自由の原則として可能です。

動画の
ねらい

クレジットカード(三者間契約)を学ぶ前の導入として、生徒が実生活の中で利用したり、目にしたことがある代表的なキャッシュレス決済を取り上げ、「後払い」であるクレジットカードとの支払い時期の違いに気づかせます。生徒にとって身近である「コード決済」についても、様々な支払いタイミング事例として示すことで、より興味を深めます。

活用ポイント

クレジットカードの導入学習として、「見えないお金(キャッシュレス決済)」について考えるきっかけとします。生徒の日常にある支払い手段を問うことで生徒の生活経験を把握することもできます。



補足

「クレジットカード」は、申込みをするとクレジット会社が審査で信用を判断し、発行されます。商品購入やサービス利用時の代金をクレジット会社に立て替えてもらい、後日クレジット会社に支払う三者間契約であり、後払い方式の決済手段です。一括払いや分割払いなど支払方法が選べます。

クレジットカードと混同しやすい支払い方法として、「デビットカード」があります。デビットカードは、銀行などで申し込み、原則として審査はなく発行されるカードです。カードでの支払いと同時に、登録した

預貯金口座から引き落としされる即時払い方式の決済手段です。

「プリペイドカード」には、紙型、磁気型、サーバ型、IC型などがあります。通信販売でよく利用されるサーバ型については、通信販売編の解説でも取り上げています。ご参照ください。

コード決済は、QRコードやバーコードをスマートフォンのアプリ上に表示させ、事前に入金(チャージ)した金額を支払うなど、スマホを用いた決済手段です。

ワークシート
File2-1、2-2

見えないお金との付き合い方
キャッシュレス決済の特徴とは

ワーク
シートの
ねらい

ここでは、C消費生活と環境(1)ア(イ)売買契約の仕組み、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできることの学習を想定しています。動画と連動したワークシートで、「後払い」のクレジットカードと比較した「前払い」「即時払い」など、多様な支払い方法のタイミングによる違いを理解しま

す。生徒にとって身近なコード決済(QRコードやバーコード決済)も紹介し、クレジットカードと連携することで支払いタイミングが変わることを理解します。

※QRコードはデンソーの登録商標です。

File2-1 ワーク①
解答例

- プリペイドカード【前】払い
/ギフトカード
- 電子マネー【前/後】払い
(交通系・流通系) ※発展ワーク参照
- デビットカード【即時】払い
- クレジットカード【後】払い
- コード決済【前/後】払い
※発展ワーク参照

File2-1 発展ワーク
解答例

スマホを利用し、「電子マネー」や「コード決済」のアプリに入金(チャージ)する場合、あらかじめ登録した「クレジットカード」から入金することもできます。

このようにクレジットから入金(チャージ)した場合は、実質的に【後】払いになります。

File2-2 ワーク②
ワーク解答例

	プリペイドカード /ギフトカード	電子マネー (交通系・流通系)	デビットカード	クレジットカード	コード決済
メリット (利点)	<ul style="list-style-type: none"> ・購入金額使い切ったら終わり」とイメージできる。 ・割引がついている場合がある。 ・審査や年齢制限がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・繰返し入金できる。 ・ポイントが貯まる場合がある。 ・審査や年齢制限がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現金を準備しなくてもよい。 ・クレジットカードのように、ネットショッピングの支払いに使える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手元に現金がなくても買い物ができる。 ・自分の信用力を証明でき、海外でも使える。 ・ネットショッピングの支払いが便利にできる。 ・ポイントがつく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイントが貯まり、限定割引クーポンが使える場合がある。 ・現金のやり取りをしなくて良い。 ・ネットショッピングの支払いに使える場合がある。
デメリット (注意点)	<ul style="list-style-type: none"> ・購入した金額分しか使えない。 ・カード型は使い終わったらゴミになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前もって入金しないと使えない。 ・いくら使ったか、分かりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使えない場所がある。 ・分割払いやリボ払いはできない。 ・口座残高を確認しておく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使い過ぎに注意。 ・分割払いやリボ払いの場合手数料が異なる。(注: 一般的に2回払いまでは分割手数料はかからない) ・しっかり管理しないと不正利用につながる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スマホを持っていないと利用できない。

※本教材は2021年3月10日現在の情報です

動画の
ねらい

クレジットカードを利用した買い物の流れについて、イメージすることができる導入動画です。

活用ポイント

動画でクレジットカードを利用した買い物の流れを確認します。動画4(クレジットの三者間契約)と組み合わせて視聴することで、クレジットの三者間契約への理解が深まります。



動画
4

クレジットカードに
ついて知ろう①

動画の
ねらい

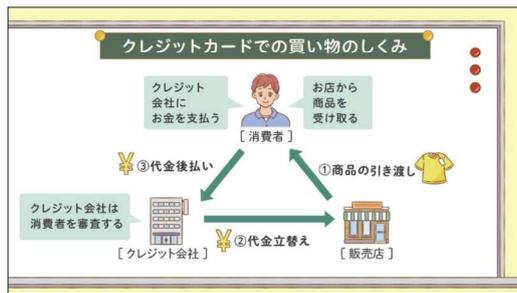
基本の売買契約と、クレジット契約における三者間契約との違いについて、動画で分かりやすく説明します。クレジット契約では、支払い方法によって総支払い額が変わること、クレジットカード契約の審査の仕組みなどを視覚的に理解します。

活用ポイント

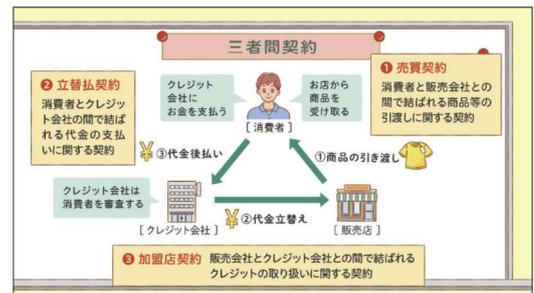
三者間契約における消費者の権利と役割とは何か、「自立した消費者としての責任ある行動」とは何か、生徒の思考を深めます。クレジットカード契約の仕組みのほか、信用情報の大切さや、三者間契約における消費者の義務と権利などについても、発展学習としてご活用ください。



このようなクレジットカードの仕組みについて、視覚的に学ぶことができます。



「クレジットカードでの買い物の仕組み」



「三者間契約について」

補足

後払い方式であるクレジットカードでは、支払い回数によって、総支払い額が変わってきます。ここでは、長期間に渡る支払いのメリット・デメリットを知り、自分がどんな選択をするのかを考えるきっかけとします。

ワークシート
File3-1

クレジット契約とは

ワーク
シートの
ねらい

このワークシートではクレジットカード契約(三者間契約)の仕組みについて、売買契約(二者間契約)と比較して、理解を深めます。発展ワーク

では、「契約を守る義務」を考えるきっかけとして、中学生にとって身近なスマートフォン契約を事例したクイズを設定しています。調べ学習としても、ご活用ください。

File3-1 ワーク①
解答例

【基本の売買契約】: ①商品 ②即時

【一般的なクレジットカードの契約】(三者間契約): ①商品 ②立替え ③支払う

File3-1 スマホ
契約クイズ解答例

①○ ②○ ③×(滞納の記録をされるのは契約者の未成年者本人である)

④×(機種の分割払いは別の契約である)

※スマホ契約クイズの解説は次ページのコラム「個人情報情報機関とは」を参照

ワークシート
File3-2

クレジットカードの支払い回数について

ワーク
シートの
ねらい

このワークシートでは、動画での学びを発展させ、クレジットカード契約の支払い回数による違いを比較します。1回払い・分割払い・リボルビン

グ払いなどの各支払い方法や手数料の違いを知り、事例を基に、「自分はどの支払いを選ぶのか」具体的にイメージする体験を設定しています。

File3-2 ワーク②
解答例

支払い方法	現金で払う 代金と引き換えにすべて の支払いをする	1回払い 利用した当月又は翌月に、 一括で支払う	分割払い 利用の翌月から指定した 回数に分けて支払う	リボルビング払い (リポ払い) 毎月支払う最低限の金額を 払い、残額は翌月に返済 (支払い完了は20ヵ月後を予定)
メリット (利点)	使い過ぎの恐れがない。手数料がかからない。	手数料がかからない。クレジットカード利用のポイントが貯まる。	1回毎の支払い金額を低く抑えることができる。支払い回数を自分で設定できる。ポイントが貯まる。	月々の支払い金額を一定にすることができる。ポイントがいたり、キャンペーンがあったりする。
デメリット (注意点)	手元に代金がないと買えない。クレジットカード利用のポイントはつかない。	後払いであり、使い過ぎに注意。当月または翌月に一括で支払う金額を、口座に準備する必要がある。	月々の手数料がかかる。1回毎の支払い金額が低い分、使い過ぎとなる恐れがある。	手数料がかかる。支払いがいつ完了するか、把握しにくい。長期の支払いになりやすい。

File3-2 ワーク③
【問2】解答例

- (例) 手数料がかかることや、支払いが長期化するのを避けるため。(①、④の例)
(例) ポイントが貯まるし、支払い回数を自分で指定できるから。(②、③の例)

個人信用情報機関とは

金融機関の審査の仕組み



- ・「信用情報」とは、クレジットカードや割賦販売、各種ローン等の契約について、契約内容や支払い状況等の客観的な取引事実を登録した個人の情報です。
- ・信用情報機関が金融機関の保有する信用情報を一元管理することで、金融機関は一人ひとりの消費者の信用力を正確に把握し、その人の信用力に応じたクレジットやローンを提供します。
- ・消費者は自分の信用情報がどう登録されているかを信用情報機関に開示請求することができます。

銀行やクレジットカード会社などは、互いの利用者の信用情報を交換する仕組み(個人信用情報機関)の会員となっています。これは、クレジットカード契約やローンの利用申込みがあった際に、その申込者の信用状態を審査する為であり、個人のプライバシーに関する大切な情報として、厳重に管理されています。スマートフォン機種での分割払いは、通信契約を2~3年することで最終的に支払完了になる仕組みであり、たとえ未成年者名義の

契約であっても、その支払い状況は、個人の信用情報として残っていくことに注意が必要です。個人信用情報機関において、「他社で借り入れている総額」や「これまでの返済状況」など、クレジットやローンの利用状況が一定期間記録され、照会されることは、返済能力を超えた借り入れや、多重債務者の発生を未然に防ぐ消費者保護の一環でもあります。自分自身の信用情報を守る視点が大切です。

動画の
ねらい

中学生からの相談例も多い「オンラインゲーム課金トラブル」をテーマに、クレジットカード保管の注意点とトラブル防止について考えます。クレジットカードのトラブル防止啓発として、動画5・6を併せて視聴することができます。

活用ポイント

オンラインゲーム課金についての注意喚起、トラブルに巻き込まれないための意識付け、計画的な金銭管理を学ぶ具体的な事例としてご活用ください。



補足

本ワークは、実践に生かせる「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」、自ら学び今後の人生や社会に生かそうとする「主体的に学びに向かう力」を身に付けていくために、生徒自身が考える場面、知識を他者と話し合う場面を設け、学びを深め

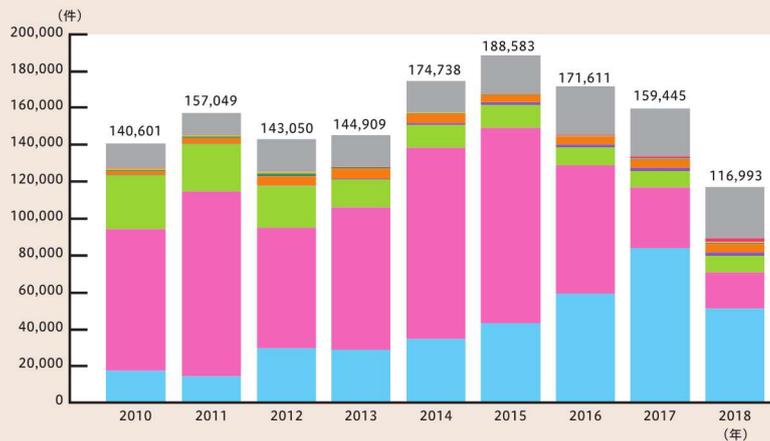
ることを目的としています。アダルト情報サイトやオンラインゲーム等のデジタルコンテンツに関する相談は、近年減少傾向にあります。全体に占める相談件数の割合は依然として高止まりしており、中学生も注意が必要です。

例えば、アダルト情報サイトで、「動画再生ボタンや年齢確認欄をタップすると(たとえ20歳未満を選択していても)登録画面となり、解約希望する場合はメールや電話連絡を促す文言が出てきた」という相談があります。この場合、そもそも相手をだま

すり方を行う相手には連絡すること自体が危険であると認識を持つことが大切です。少しでも不安を感じた場合には、相手に連絡せず、まず最寄りの消費生活センターに相談する大切さを、生徒が確認できるようにします。

デジタルコンテンツに関する
消費生活相談件数

- デジタルコンテンツ(全般)
- アダルト情報サイト
- 出会い系サイト
- 映画配信サービス
- オンラインゲーム
- 音楽情報サイト
- ギャンブル情報サイト
- 投資情報サイト
- 他のデジタルコンテンツ



(備考) PIO-NETに登録された消費生活相談情報(2019年3月31日までの登録分)

【参考資料の出典元】消費者庁資料より https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/2019/white_paper_104.html#zuhyo-1-1-3-7



ワークシート
File4

クレジットカードでトラブル発生!?

ワーク
シートの
ねらい

クレジットカードの管理について考えるグループワークを設定し、記入欄を大きくとりました。クレジットカード名義人の責任とは何か、信用信息を

守る大切さについて、生徒の思考の深まりを確認します。また将来クレジットカードを利用する際には使いすぎないなど計画的な利用を促すようにします。

File4 グループワーク
解答例

① 友人で **ない**

理由:クレジットカードは、カード名義人に対して発行されているから。カード会社へ支払う義務は、カード名義人にある。

② **自分**

理由:信用信息機関に登録されているのは、カード名義人の記録である。

③ (例)個人信用信息を守るためにも、カードの貸し借りをしてはいけない。

④ (例)手元に現金がなくても、クレジットカードで買い物していたら、後日届いた高額な請求書に驚いた。1回払いじゃとても払えないけど、毎月定額のリボ払いにすれば、支払いが楽になると思い、リボ払いにしたところ、いつになったら支払いが終わるのかわからなくなった。

動画の
ねらい

未成年者取消権とは何か、なぜこの権利が設けられているのかを、視覚的に理解することができます。2022年成年年齢引き下げを踏まえ、責任ある消費者行動とは何かについて、学びを深めます。

活用ポイント

「未成年者取消権とは何か、なぜこの権利が設けられているのか」、18歳成年年齢引き下げの前に、消費者の権利と責任を自分事として考える機会として、ご活用ください。



補足

ここでは、未成年者取消権を紹介しています。未熟な消費者である未成年の保護のために、設けられている権利であること、適用されない場合があることについて理解することが大切です。また、18

歳で成年年齢を迎えると何ができるようになるのか、どんな責任が生まれるのか、を比較することで、自覚を高めるきっかけとします。

発展 契約の取り消し／クーリング・オフ制度について

未成年者取消権以外にも、契約の取消しを主張できる、クーリング・オフ制度があります。通信販売編をご参照ください。また、消費者トラブルでは、「事実と違う説明を受けていた」「断れなかった」など、不当な勧誘が時に起こりがちです。そのため、消費者契約法という法律で、消費者自らが事業者に対して契約の取り消しを主張する為の民事ルールが定められています。クーリング・オフ制度を定めている特定商取引法は、適用される販売方法が限定されていますが、消費者契約

法は全ての消費者契約(消費者と事業者との契約)を対象にしており、クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、また、クーリング・オフができない契約であっても契約を解消することができる場合があります。消費者契約法は悪質な事業者には罰金等を科すものではなく、不当な勧誘に対して取消しを主張できる民事ルールであり、不安に思うような契約の場合、まずは消費生活センターに相談するなど、消費者自らの主体的な行動が求められています。

ワークシート
File5、6

未成年者取消権とは
いろいろな意見を聞き、考えてみよう

ワーク
シートの
ねらい

File5では未成年者取消権について理解し、File6のパフォーマンス課題への知識につなげます。File6では、これまでの学びのまとめとして、生徒たちが興味や関心を抱くような身近な題材を元に、学習への主体性を確認し、相互に対話しながら多様な考え方に気付く時間として設定されています。契約を

一人で結べるようになる成年年齢を迎える前に、社会の一員としてどう備えるべきか、と考える視点を持ち、様々な情報や出来事を受け止め主体的に判断しながら、自分を社会の中でどのように位置付けるか、課題解決していくための力の育成を図ります。

File5 発展ワーク
解答例

未成年者取消しが **できる**

その理由は:(回答例)

自分から成年だと言ったのではなく、事務所社長(事業者)に指示されて20歳と答えているから。

制作： **SAPPORO** 札幌市市民文化局市民生活部消費生活課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所13階
☎011-211-2245



監修：文部科学省消費者教育アドバイザー あんびるえつこ

執筆：公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACS)
金藤博子、木村嘉子、山地理恵、小笠原むつみ